

注 記

重要な会計方針等

① 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き〔平成 27 年 1 月総務省〕に定める評価基準及び評価方法による。ただし、地方公営企業会計法が適用される会計については、地方公営企業会計基準による。

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得価額とし、取得価額が不明なものは原則として再調達価額としております。

また開始後については、原則として取得価額とし再評価は行わないこととしております。

② 有価証券等の評価基準及び評価方法

【市場価格があるもの】

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。

【市場価格がないもの】

出資金のうち、市場価格がないものは出資金額をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

③ 有形固定資産等の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物	5 年～5 0 年
工作物	1 0 年～5 0 年
物 品	4 年～ 8 年
下水道	5 0 年
河 川	4 0 年
橋 梁	5 0 ～6 0 年
公 園	2 0 年
道 路	1 0 ～6 0 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

ソフトウェア 5 年

④ 引当金の計上基準及び算定方法

【徴収不能引当金】

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しております。

【賞与等引当金】

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当及び法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

【退職手当引当金】

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

【損失補償等引当金】

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

⑤ リース取引の処理方法

【ファイナンスリース取引】

通常の売買取引に係る方法により計上しています。但し、所有権移転外ファイナンスリース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。

【オペレーティングリース取引】

賃貸借取引に係る方法により計上しています。

⑥ 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3 ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

⑦ その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

（１） 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積額が 5 0 万円（美術品は 3 0 0 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

（２） 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 6 0 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価格等のおおむね 1 0 % 未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

（３） 消費税等の会計処理については、税込方式によっております。

重要な会計方針の変更

① 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

変更はありません。

② 表示方法を変更した場合には、その旨

該当ありません。

- ③ 資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨
該当ありません。

重要な後発事象

- ① 重要な業務の改廃
該当ありません。

② 組織・機構の大幅な変更

令和 6 年 4 月 1 日に下記のとおり機構改革を行っております。

新		旧	
部	課・室	部・室	課・室
未来創生部	政策共創室	未来創生部	政策共創室
	まちの活力創造課		成長戦略室
	シティプロモーション推進課		まちの活力創造課
			シティプロモーション推進課

- ③ 地方財政制度の大幅な改正
該当ありません。

- ④ 重要な災害等の発生
該当ありません。

- ⑤ その他重要な後発事象
該当ありません。

偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは、次のとおりです。

- ① 保証債務及び損失補償債務負担の状況
該当ありません。

② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

係争中の訴訟等で、損害賠償等の請求を受けているものは、次のとおりです。

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| ①大阪高等裁判所令和 6 年（ネ）第 3 5 9 号損害賠償請求事件 | 3 円（控訴見込） |
| ②大阪高等裁判所令和 7 年（ネ）第 3 3 3 号損害賠償請求事件 | 5 円 |
| ③大阪地方裁判所令和 6 年（ワ）第 7 6 5 7 号損害賠償請求事件 | 1 0 円 |

③ その他主要な偶発債務

該当ありません。

追加情報

① 対象範囲(対象とする会計)

一般会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

該当ありません。

③ 出納整理期間について

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

（根拠条文 地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」）

④ 財務書類の表示金額単位

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

財政指標	阪南市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	13.12 %	20.00%
連結実質赤字比率	- %	18.12 %	30.00%
実質公債費率	5.3 %	25.0 %	35.00%
将来負担比率	20.2 %	350.0 %	- %

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

（一般会計） 142 千円

⑦ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

該当ありません。

⑧ 基準変更による影響額等

影響額等ありません。

⑨ 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

該当ありません。

⑩ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれ

ることが見込まれる金額

12,111,068 千円

⑪ 将来負担に関する情報(地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素)

イ. 一般会計等に係る地方債の現在高	14,021,857 千円
ロ. 債務負担行為に基づく支出予定額	0 千円
ハ. 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	4,490,698 千円
ニ. 組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額	604,121 千円
ホ. 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	3,125,159 千円
ヘ. 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0 千円
ト. 連結実質赤字額	0 千円
チ. 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0 千円
リ. 地方債の償還額等に充当可能な基金	5,668,464 千円
ヌ. 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	2,394,182 千円
ル. 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	12,111,068 千円

⑫ 自治法 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

0 千円

⑬ 純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

純 資 産 の 部	内 容
固定資産等形成分	過去に投資を行った資産の現在価格を表します。 貸借対照表の固定資産と流動資産の短期貸付金と基金の簿価になります。
余 剰 分 (不 足 分)	費消可能な資源の蓄積(原則として金銭)をいいます。 流動資産(短期貸付金及び基金等を除く)から将来現金等支出が見込まれる負債を控除した額になります。

⑭ 基礎的財政支出

1,005,058 千円 {業務活動収支－(△支払利息支出)} + {投資活動収支
－(△基金積立金支出＋基金取崩収入)}

⑮ 過年度修正等に関する事項

財務四表における修正はありませんが、昨年度の附属明細書中、引当金の明細において金額の記載誤りを修正したことで、本年度の附属明細書と不一致が発生しています。